

介護保険負担割合証について

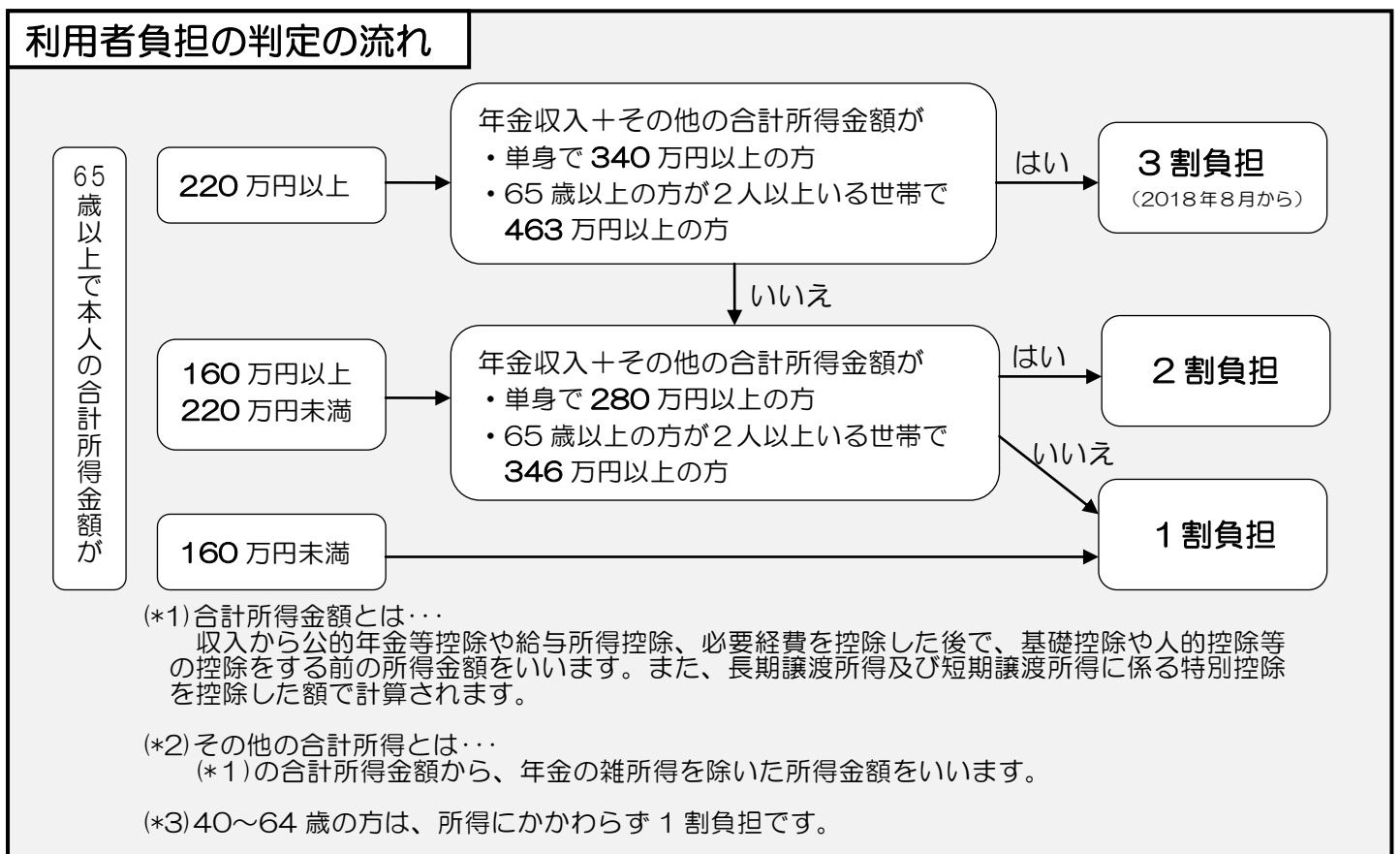
介護サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合には、費用の一定割合（1割～3割）を利用者の方に負担いただくことになります。負担割合は所得に応じて決まります。

この負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載されていますのでご確認ください。

介護サービス等を利用するときの自己負担割合を示す証明書になりますので、介護保険被保険者証と一緒に必ずサービス事業所や施設に提示してください。

<介護サービス等の負担割合>

所得に応じて **1割負担**、**2割負担**、**3割負担**（2018年8月から）に分かれます。



<交付の対象となる期間>

負担割合証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。前年の所得によって負担割合が決定されます。

<お問合せ先>

東近江市健康福祉部長寿福祉課

TEL：0748-24-5678

IP：050-5801-5678